

記載例1 退職等により、未徴収税額（令和8年5月までの分）を普通徴収（従業員自身で納付）へ切り替える場合

◎例1・・・年税額84,400円の方が令和7年9月30日に退職する場合

年税額	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分
84,400円	7,400円	7,000円	7,000円	7,000円	7,000円	7,000円	7,000円	7,000円	7,000円	7,000円	7,000円	7,000円

年税額(ア)84,400円

既に納入済みの額 今回納入する額

未徴収税額(ウ)56,000円＝普通徴収へ切り替える総額

徴収済額(イ)28,400円

異動届出書は、異動があった日の翌月10日までに提出してください。

賦課期日（1月1日）の住所を記載してください。

賦課期日後に住所が変わった場合は記載してください。

該当番号を記載してください。

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

（宛先）厚木市長

令和7年10月6日提出

所在地（住所）〒243-0018 厚木市中町○丁目○番○号

フリガナ シミンゼイショウジ

氏名又は名称 株式会社 市民税商事

個人番号又は法人番号

1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度

特別徴収義務者 指定番号 宛名番号 短名番号

担連者先 氏名 電話

異動の事由

異動後の未徴収税額の徴収方法

1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収（本人納付）

1. 特別徴収継続の場合

2. 一括徴収の場合

3. 普通徴収の場合

指定番号及び宛名番号とは税額通知書に記載されている番号です。必ず記載してください。

普通徴収（本人納付）の場合は、「3」と記載してください。

●普通徴収に切り替えると・・・

普通徴収の納期は年4回（6月、8月、10月、翌年1月）です。この納期のうち、未到来の納期で未徴収税額を分割して納めます。記載例の場合では、従業員本人に通知するのが11月になるため、未徴収税額56,000円を翌年1月の1回で本人が納付することになります。

●異動届出書の早期提出のお願い

毎月平日の月末（※）までに届いた異動届出書をもとに、翌月10日に変更の通知を送ります。締切日を過ぎると、通知をするのが異動があった月の翌々月となるため、早期提出に御協力ください。

※ 5、12、4月は表紙の処理スケジュールを参照してください。